



【ニュースリリース】

平成 19 年 1 月 18 日

各 位

会 社 名 ト ナ ミ 運 輸 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 綿 貫 勝 介
(コード番号 9070 東証・大証 第1部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 財 務 部 長 高 田 和 夫
(TEL 0766-21-1073)

剰余金の配当に関する源泉徴収手続き相違についてのお詫び

当社第 87 期中間配当金（平成 18 年 12 月 6 日支払い開始分）について、下記の通り、源泉徴収が不要である配当部分について、誤って源泉徴収を行ったうえでお支払いしておりました。

過大に徴収した金額については 1 月 23 日支払開始で返金手続きを行います。該当の株主さまには大変ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

記

当社の第 87 期中間配当金は資本剰余金を原資とするものでしたが、配当金支払事務を委託しております中央三井信託銀行株式会社（株主名簿管理人）において、誤って「みなし配当」部分を除く残額について、配当所得と同様に源泉徴収を行ったものです。（*）

株主の皆さまへは、1 月 22 日に、返金手続きに関するご案内をお詫びの書面に同封し郵送させていただきます（1 月 23 日支払開始）。

今後はこのようなことがないように中央三井信託銀行（株主名簿管理人）との連携を強化し、万全の体制を構築してまいります。

（*）平成 18 年 5 月 1 日の会社法施行に伴う税制改正により、資本剰余金を原資とする配当は「みなし配当」部分を除き配当所得として取り扱われなくなりました（所得税法第 24 条、第 25 条第 1 項第 3 号）。

以 上

< 本件に関する株主さま専用の照会窓口 >

中央三井信託銀行 証券代行部 0120-88-3559（フリーダイヤル）

受付時間 午前 9:00～午後 5:00（2 月 3 日以降の土・日・祝日等銀行休業日を除く）